

〈小口事業性ローン「B i z」〉商品概要説明書

2024 年 12 月 16 日現在

1. 商品名	小口事業性ローン「B i z」
2. ご利用いただける方	・ 当金庫の営業区域に住所を有する個人事業主又は年商 5 億円以下の中小企業者（一般法人に限る）。 ・ 個人事業主の場合、お申込時の年齢が満 20 歳以上 75 歳以下の方。 ・ 当金庫取引において過去に不渡り、代位弁済等の事故がない事業者。 ・ 延滞債務がない事業者。 ・ ㈱オリエントコーポレーションの保証を受けられる事業者。
3. 資金使途	・ 運転資金及び設備資金とする。但し、プロパー資金及び保証協会等の公的借入の借換資金は対象外。
4. ご融資金額	・ 10 万円以上 500 万円以内(1 万円単位)。
5. ご利用期間	・ 6 か月以上 5 年以内(1 か月単位)。
6. ご融資利率	・ 年 4.50%、9.50%、13.50%、14.50%の 4 段階。(固定利率・保証料含む)
7. ご返済方法	・ 元均等返済または元利均等返済
8. 保証人・担保	・ お申込みが法人の場合法人代表者とし、個人事業主は原則不要です。
9. 保証料	・ ご融資利率に保証料が含まれています。
10. 苦情処理措置・紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部(9 時～17 時、電話:0193-62-2400)にお申し出下さい。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話:03-3517-5825)にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
11. その他	・ お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。 ・ 現在のご融資利率／ご返済の試算についてはお問合わせ下さい。